

令和5年6月7日

診断士の実務について

川崎市木造住宅耐震改修助成制度

川崎市木造住宅耐震改修助成制度とは、木造住宅の耐震化を促進するために、昭和56年以前に建てられた木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事にかかった費用の一部を助成する制度です。

助成の対象建築物 以下の全てに該当する建築物です。

- 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 木造2階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外）
- 住宅（一戸建て住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅）
- 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外）

ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- 明らかに建築基準法に適合しないもの

助成対象者 以下のいずれかに該当する方です。

- 助成の対象建築物を所有する方（個人、法人は問いません）
- 助成の対象建築物を所有する方から委任を受けた方

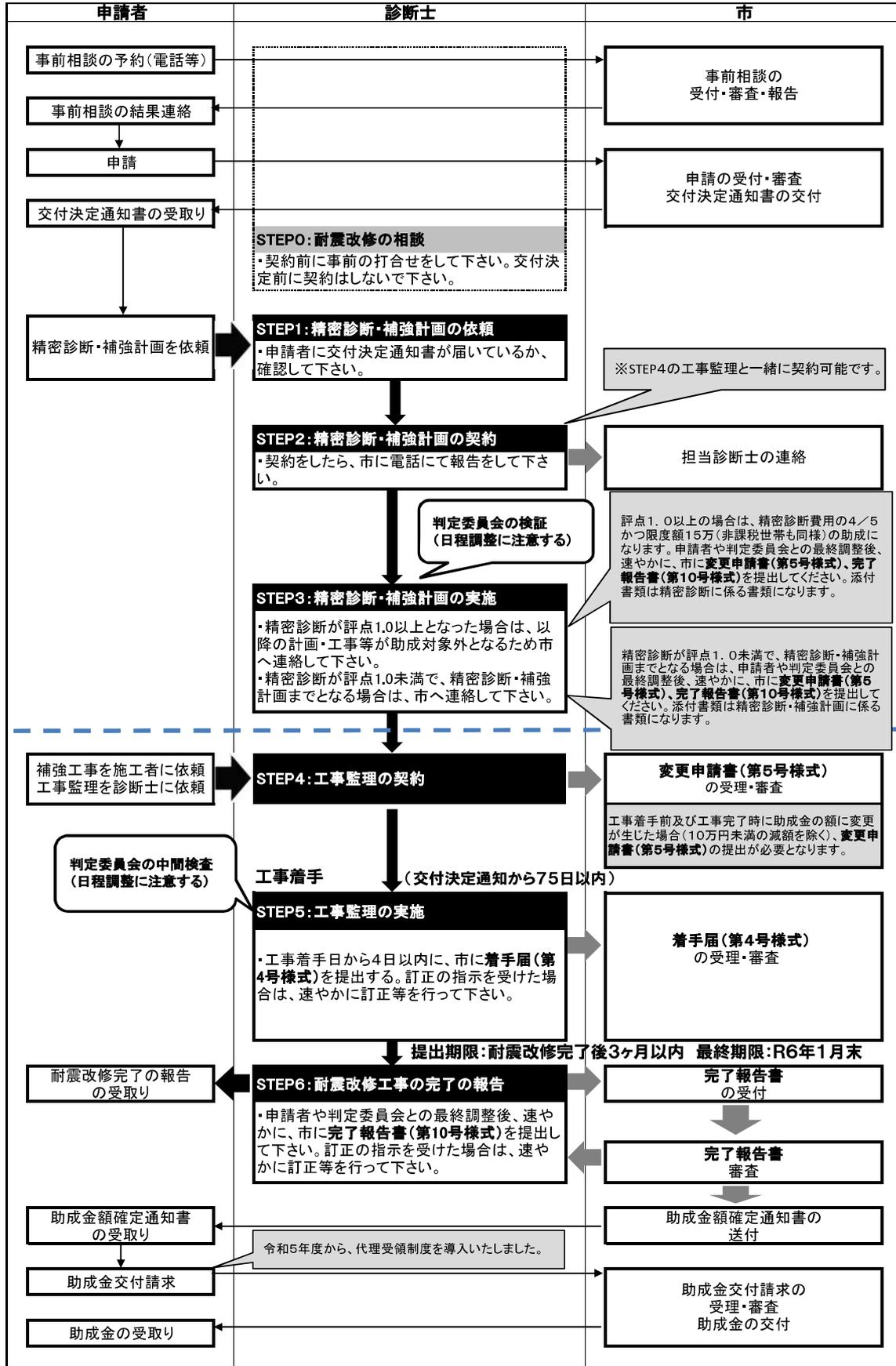
その他

- 「木造住宅の耐震診断と補強方法（財）日本建築防災協会 発行」に基づき、建物全体の上部構造評点を1.0以上（部分補強工事の場合、建物全体の上部構造評点を0.7以上又は1階部分の上部構造評点を1.0以上）となるように補強する必要があります。
- 助成対象は、改修工事部分のみで、リフォーム工事や消費税は含まれません。
- 改修工事は、市に登録された診断士及び施工者が行う必要があります。
- 交付決定通知書を交付される前に契約された場合、助成対象外となります。

川崎市木造住宅耐震改修助成制度の流れ及び診断士の実務内容

川崎市木造住宅耐震改修助成制度の基本的な流れになります。

R5.6.7



補強計画作成

補強工事実施

■診断士の実務内容

STEP0：耐震改修の相談

- 申請者から耐震改修の相談を受けたら、まず、事前の打合せを行って下さい。
ただし、交付決定前に契約した場合は、助成対象外となりますので御注意下さい。

STEP1：精密診断・補強計画の依頼

- 申請者に川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第2号様式）（以下、交付決定通知書）（例P. 6）が届いているかどうか、確認して下さい。
交付決定通知書の交付前に契約した場合は、助成対象外となりますので御注意下さい。
- 交付決定に際し、明らかに建築基準法令に適合していない部分に対して、是正が必要とされている場合は、是正工事に関して打合せを行い、補強工事等の川崎市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（第10号様式）（以下、完了報告書）（例P. 11, 12）提出時に是正を行ったことがわかるもの（写真、図面等）を提出して下さい。

STEP2：精密診断・補強計画の契約

- 見積書の作成については例（P. 15）を参考にしてください。業務の項目は、以下を参考にしてください。
精密診断業務：現地調査、精密診断、判定委員会精密診断チェック費 等
補強計画業務：改修設計、概算工事費の算出、判定委員会補強計画チェック費 等
- 契約締結後、お手数ですが、その旨を市に電話連絡して下さい。
- STEP2と同時にSTEP4の工事監理についても契約可能です。

STEP3：精密診断・補強計画の実施

- 申請者と十分に打合せを行い、実施して下さい。
- 助成金の交付条件として、判定委員会の判定書（精密診断・補強計画）が必要です。
判定委員会で精密診断・補強計画それぞれのチェックを受けてください。
- 精密診断の結果が評点1.0以上の場合は、補強計画・補強工事の助成対象外となり、精密診断のみの助成となります。助成額は、精密診断にかかった費用の4/5かつ15万円以内（非課税世帯も同様）です。
- 計算過程で使用する柱番号を平面図に記載して監理してください、今後、工事写真などを柱番号付きで表記することで整理が簡単になります。

STEP4：工事監理の契約

- 見積書の作成については例（P. 15）を参考にしてください。業務の項目は、以下を参考にしてください。
監理業務：見積チェック、申請者・施工者との打合せ・工事監理・竣工書類作成
判定委員会現場監修費 等

STEP 5 : 工事監理の実施

○工事着手届として、以下の書類を提出してください。

- ① 川崎市木造住宅耐震改修等事業着手届（第4号様式）（以下、「着手届」）（例P. 7）
- ② 診断士の見積書及び請負契約書（写し）
- ③ 施工者の見積書及び請負契約書（写し）
- ④ 平面図：「現況」「補強計画」両方の平面図です。基礎補強や屋根の葺替えをしている場合は、基礎伏図や屋根伏図等も必要です。
- ⑤ 建築基準法等に適合していない箇所の是正に係る計画書等（是正がある場合）
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

○施工者見積チェックを行う場合の注意点

以下の点に注意して見積書を作成するよう施工者と打合せをして下さい。

- ・補強計画図の補強箇所に番号をつけ、補強箇所毎に見積書を作成してもらって下さい。ただし、押入れ等の隣接した壁についてまとめて算出する方がわかりやすい場合のみ、複数の補強壁の見積書を作成しても可とします。（例P. 16）
- ・補強計画図の内容と見積書の明細（合板・金物・筋交い等の内容や数量）が整合しているかチェックして下さい。
- ・材料費と施工手間は分けて数量を記載し、できるだけ「一式」計上はしないで下さい。ただし、釘のようにまとめて計上せざるを得ないものについては可とします。
- ・リフォーム工事と耐震改修工事を同時に行う場合、見積は2つに分け、耐震改修の見積書に助成対象とならないリフォーム工事が含まれていないか確認して下さい。助成対象になるか判断が難しい場合は、申請者に回答する前に市に御相談下さい。

○助成の対象となる補強工事

助成の対象となる補強工事は、原則として評点が上がり耐震性を向上させる工事及びそれに伴う最低限の解体撤去及び移設、復旧工事です。

- ・基礎補強工事
- ・耐震壁工事
- ・軽量化のための屋根葺替え工事
- ・補強工事にかかわる部材の腐食部分の解体撤去及び復旧工事
- ・その他、必要と認められる補強工事

助成の対象外となる改修工事

○リフォーム工事とみなされるもの（主な事例）

- ・補強箇所以外の基礎・土台・柱等の腐食箇所の交換
- ・外壁・基礎のひび割れ補修
- ・断熱材の追加、防虫防蟻処理
- ・内外壁の要素基準耐力が2.0 (kN/m)未滿となる工事（柱頭柱脚金物のみを設置する場合も適用）
- ・軸組等の要素基準耐力が2.4 (kN/m)未滿となる工事（筋交金物のみを設置する場合も適用）
- ・間取り変更等に伴い耐力壁を新設するもの（ただし、個別判断となるケースもあるので、**事前に相談してください。**）
- ・有開口壁のままの耐力壁工事（ただし、特殊な工法は除く）

○増減築工事

ただし、減築により新設する外壁の耐震壁部分及びその両面の仕上げは対象となります。

○擁壁等の外構工事

○交付決定通知書に記載された是正工事

※家具移動についても対象外です。

※具体的な施工例と助成制度対象可否

- 構造用合板等で片面のみ補強する場合
 - ・ 補強面の基準耐力が2.0 kN/m 未満⇒対象外
- 構造用合板等で両面を補強する場合
 - ・ 補強壁の基準耐力が両面ともに2.0 kN/m 未満⇒両面ともに対象外
 - ・ 補強壁の基準耐力が片面のみ2.0 kN/m 未満⇒当該面が対象外
- 軸組み補強をする場合
 - ・ 軸組みの基準耐力が2.4 kN/m 未満の場合⇒対象外
 - ・ 軸組みの基準耐力が2.4 kN/m 以上の場合⇒軸組み+壁片面の撤去復元費用が対象

○工事監理を行う場合の注意点

- ・ 計算書、図面、写真及び見積の内容を統一できるように工事監理を行ってください。
- ・ 助成金の交付条件として、判定委員会の判定書（中間検査）が必要です。判定委員会と日程の調整をし、立会いのもと中間検査を受けてください。（立会いをした際の写真を完了報告書に添付して下さい。）
- ・ 施工状況写真については、補強箇所毎（壁・基礎・屋根等）に、施工前、施工中、施工後の写真（全景写真含む）が必要です。あわせて、使用材料の搬入時の写真を添付してください。
- ・ 図面に計算書の柱番号を記載して、その当該柱番号を写真に記載してください。
- ・ 撮影方法について施工者と十分確認し、施工箇所や内容がわかるよう看板（看板の記載ミスには十分注意して下さい）を入れ、撮影してください。写真の撮り忘れがあると、補強工事の内容が確認できないため、助成金の対象とならない恐れもありますので、十分に注意してください。

施工状況写真の主な確認事項

補強壁	筋交いの向き・サイズ、金物の種類、取付状況、金物のビスの種類・数、構造用合板の釘のピッチ、アンカーボルト等の施工状況、既存通し柱の既存羽子板ボルトの施工状況等
基礎	根入れ、配筋のピッチや定着長さ、既存基礎との施工状況、アンカーボルト等のピッチ等
屋根	施工前・解体中・下地補強状況・葺替え状況・完了時の全景
その他	補強が必要な柱・梁の施工状況 補強に伴う設備・内装工事（エアコン・断熱材等） 使用材料搬入時の写真

- ・ 工事中に、当初見込んでいない筋交い等が見つかった場合等は、早急に申請者・施工者と対応を検討して下さい。計画の変更が必要な場合は、必要に応じて判定委員会と相談して下さい。また、打合せ協議記録簿を作成し、3者（申請者・診断士・施工者）で取り交わして下さい。
- ・ 着手届の内容に変更（見積書や平面図の変更等）がある場合は、早急に市に御連絡下さい。

STEP 6：耐震改修工事の完了報告

○工事完了報告書として、「川崎市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（第 10 号様式）」（以下、完了報告書）（例 P.11,12）に以下の書類を添付し、耐震改修完了後 3 ヶ月以内に提出してください。

また、最終期限は、令和 6 年 1 月末日までとします。

※すでに提出済みの書類で変更がないものについては省略することができます。

① 提出書類チェックシート

工事写真チェックリストも含め、施工者・監理者チェック欄が埋まっているものを提出して下さい。

② 事業に関する診断士の見積書及び請負契約書（写し）

③ 事業に関する施工者の見積書及び請負契約書（写し）

追加工事がある場合は追加工事請負契約書（例 P. 18）

複数変更がある場合は工事内容変更合意書（例 P. 19）等も添付してください。

④ 判定委員会の判定書（写し）（耐震改修計画又は部分耐震改修計画・中間検査）

⑤ 平面図（現況・竣工時）

⑥ 基礎伏図（現況・竣工時） ※ただし、補強箇所である場合に限る。

⑦ 屋根伏図（現況・竣工時） ※ただし、補強箇所である場合に限る。

⑧ 精密診断書（現況・竣工時）

⑨ 打合せ記録簿

当該工事における申請者・診断士・施工者・判定委員会・市との打合せにおいて、決定及び変更した内容を記載すること。作成例を参考にして下さい。（例 P. 20）

⑩ 建築士法第 20 条第 3 項による工事監理報告書

打合せ記録簿との整合に注意すること。作成例を参考にして下さい。（P. 21, 22）

※特殊工法を使用した場合はそのカタログ（写し）も提出すること。

⑪ 工事写真等

(ア) 搬入時の使用金物やその他使用材料等の写真

(イ) 施工状況写真

※各補強箇所がわかるようにまとめること。作成例を参考にして下さい。（P. 17）

⑫ 代理受領を行う場合は、代理受領にかかる委任状（第 13 号様式）（例 P. 14）

⑬ 事業に関する領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し

「精密診断・補強計画・工事監理」「補強工事」の請求書（写し）または領収書（写し）

※代理受領を行う場合は、耐震改修等に要した費用から助成金交付決定金額を減じて得た額の領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し

⑭ 建築基準法等に適合していない箇所の是正前後がわかる写真

※ただし、是正箇所がある場合に限る。

⑮ その他市長が必要と認めるもの

その後、申請者が「川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金額確定通知書（第 11 号様式）」を受け取りましたら、この通知書の日付から 30 日以内に、以下の書類を提出してください。

① 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付請求書（第 12 号様式）

記入例を参考にして下さい。（P. 13）

※「木造住宅耐震改修助成制度に関するアンケート」の提出をお願いいたします。

○完了報告書の訂正

完了報告書の書類審査後、訂正が必要な場合には、市より連絡いたしますので、速やかに対応して下さい。再審査後、助成金額の確定を行い、申請者に対し助成金を交付します。

STEP 7 : 増改築等工事証明書の発行

申請者が所得税控除及び固定資産税控除を希望している場合、記入例（別添資料6）に従って増改築等工事証明書を発行してください。

(例)

第2号様式 (第6条関係)

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
令和 年 月 日

様

この日付が工事着手期限
までの起点日となります。

川崎市長 福田 紀彦

年 月 日受付け川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請について、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり助成金を交付することを決定しましたので通知します。

1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町1

地名地番

2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町1
申請者氏名 川崎 太郎

申請時の助成金額を記載していますが、最終的な助成金額は工事完了後に、工事に要した費用によって確定します。助成金額が変更となる場合は、変更申請書の提出が必要となります。

3 事業区分及び助成金交付決定金額

<input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修計画	150,000円
<input type="checkbox"/> 部分耐震改修計画	,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 補強工事	850,000円
<input type="checkbox"/> 部分補強工事	,000円

合計 1,000,000円

4 助成金交付条件

- (1) 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱の規定を遵守してください。
- (2) 建築基準法等に適合していないことが明らかなものがある場合は、補強工事又は部分補強工事の完了報告までに是正工事を行ってください。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したときは、この助成金の交付を取り消すことがあります。

是正が必要な場合は、是正工事に関して打合せを行い、補強工事等の完了報告書提出時に是正を行ったことがわかるもの(写真、図面等)を提出して下さい。

耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものについては、地震に対して安全な構造となるよう、耐震改修等を行うことをお勧めしてください。

(例)

第4号様式（第7条関係）

工事着手日から4日以内に提出してください。

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業着手届

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

令和 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって助成金交付決定を受けた事業について、次のとおり着手しましたので、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第7条第2項の規定に基づき、必要書類を添えて届け出ます。

1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町1

地名地番

交付決定通知書の日付と番号を記入してください。

2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町1
申請者氏名 川崎 太郎

3 事業区分及び契約年月日（請負業者等の氏名等）

- 補強工事 契約年月日 年 月 日 ()
- 工事監理 契約年月日 年 月 日 ()
- 部分補強工事 契約年月日 年 月 日 ()
- 工事監理 契約年月日 年 月 日 ()

4 着手年月日 年 月 日

5 完成予定年月日 年 月 日

実施しているものについて、チェックを入れ、契約日を記載してください。契約は必ず交付決定日より後の日付にしてください。

6 添付書類

- (1) 事業に関する診断士の見積書及び請負契約書（写し）
- (2) 事業に関する施工者の見積書及び請負契約書（写し）
- (3) 平面図（現況・耐震改修の計画）
- (4) 基礎伏図（現況・耐震改修の計画）※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (5) 屋根伏図（現況・耐震改修の計画）※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (6) 建築基準法等に適合していない箇所の是正に係る計画書等 ※ただし、是正箇所がある場合に限る。
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(例)

交付決定通知書(2回目の変更の場合は、変更決定通知書)の日付・番号を記入してください。

第5号様式(第8条関係)

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

令和 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって助成金交付決定を受けた事業について、次の変更をしたいので、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第8条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

- 1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町1
- 2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町1
申請者氏名 川崎 太郎
- 3 変更事項
- 4 助成金交付変更申請額等

地名地番

		事業区分及び事業に要する費用の額	補助率	助成金申請額
変更前	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画 <input type="checkbox"/> 部分耐震改修計画	円	/	,000円
	<input type="checkbox"/> 補強工事 <input type="checkbox"/> 部分補強工事	円	/	,000円
			合計	,000円
変更後	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画 <input type="checkbox"/> 部分耐震改修計画	円	/	,000円
	<input type="checkbox"/> 補強工事 <input type="checkbox"/> 部分補強工事	円	/	,000円
			合計	,000円

補強工事+工事監理の合計金額(税抜き)を記入してください。

交付申請書(2回目の変更の場合は、変更決定通知書)に記載されている金額を記入してください。なお、交付申請書については、申請者に写しを郵送しています。

- 5 添付書類
 - (1) 事業に関する診断士の見積書
 - (2) 事業に関する施工者見積書
 - (3) 平面図(現況・耐震改修の計画)
 - (4) 基礎伏図(現況・耐震改修の計画)
※ただし、補強箇所である場合に限る。
 - (5) 屋根伏図(現況・耐震改修の計画)
※ただし、補強箇所である場合に限る。
 - (6) その他市長が必要と認めるもの

受 付

(例)

第8号様式 第一面 (第8条関係)

交付決定通知書の日付・番号を記入してください。

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更届

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

令和 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって助成金交付決定を受けた事業について、次の変更をしたいので、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第8条第4項の規定に基づき、必要書類を添えて届け出ます。

- 1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町1
- 2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町1
申請者氏名 川崎 太郎
- 3 変更事項

地名地番

受 付

(例)

第8号様式 第二面 (第8条関係)

4 添付書類 ※申請時に提出しているものを除く

- (1) 申請者を変更する場合で、変更後の世帯の課税区分が一般世帯の場合
 - ア 市長が必要と認める書類

- (2) 申請者を変更する場合で、変更後の世帯の課税区分が非課税世帯の場合
 - ア 変更後の申請者の世帯の全員の住民票の写し
 - イ 変更後の申請者の直近の年度の市民税の非課税証明書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

- (3) 申請者名・住所を変更する場合
 - ア 変更後の申請者の住民票の写し
 - イ 変更後の申請者が法人の場合、法人登記簿謄本の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類

変更される内容によって
提出書類が変わります。

(例)

第 10 号様式 第一面 (第 11 条関係)

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業完了報告書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

交付決定通知書の日付と
番号を記入してください。

令和 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって助成金交付決定を受けた事業が完了しましたので、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて報告します。

1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町 1

地名地番

2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町 1
申請者氏名 川崎 太郎

補強計画・耐震改修工事等が完了した場合は 1 と、
精密診断の結果で上部構造評点 1.0 以上の場合は 3 と記入してください

3 世帯の課税区分
一般 ・ 非課税 (非課税世帯であることに申請時と相違ありません)

4 事業区分
耐震改修計画 部分耐震改修計画
補強工事 部分補強工事

非課税世帯の場合、非課税
世帯であることに申請時と
変わりがないか、忘れずに
チェックを入れてください。

受 付

(例)

第 10 号様式 第二面 (第 11 条関係)

5 耐震改修計画又は部分耐震改修計画費用の助成の場合の添付書類

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 事業に関する診断士の見積書及び請負契約書 (写し)
- (3) 判定委員会の判定書 (写し) (耐震改修計画又は部分耐震改修計画)
- (4) 平面図 (現況・耐震改修の計画)
- (5) 基礎伏図 (現況・耐震改修の計画) ※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (6) 屋根伏図 (現況・耐震改修の計画) ※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (7) 精密診断書 (現況・耐震改修の計画)
- (8) 打合せ記録簿
- (9) 代理受領を行う場合は、代理受領にかかる委任状 (第 13 号様式)
- (10) 事業に関する領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し
ただし、代理受領を行う場合は、耐震改修等に要した費用から助成金交付決定金額を減じて得た額の領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し又はこれに代わるもの。
- (11) その他市長が必要と認めるもの

※すでに提出済の書類で変更がないものについては省略することができます。

**必ず事前にチェックシートで
チェックしてもれの無いよう
にしてください。**

**提出していただく際に、書類
の有無のみ、その場で確認
させていただきますので、担
当者に事前連絡をして提出
してください。**

**提出書類に不足がある場合
は受付出来ませんのでご注
意ください。**

6 耐震改修計画又は部分耐震改修計画費用及び補強工事又は 部分補強工事の場合の添付書類

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 事業に関する診断士の見積書及び請負契約書 (写し)
- (3) 事業に関する施工者見積書及び請負契約書 (写し)
- (4) 判定委員会の判定書 (写し) (耐震改修計画又は部分耐震改修計画・中間検査)
- (5) 平面図 (現況・竣工時)
- (6) 基礎伏図 (現況・竣工時) ※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (7) 屋根伏図 (現況・竣工時) ※ただし、補強箇所である場合に限る。
- (8) 精密診断書 (現況・竣工時)
- (9) 打合せ記録簿
- (10) 建築士法第 20 条第 3 項による工事監理報告書
- (11) 工事写真等
- (12) 代理受領を行う場合は、代理受領にかかる委任状 (第 13 号様式)
- (13) 事業に関する領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し又はこれに代わるもの。
ただし、代理受領を行う場合は、耐震改修等に要した費用から助成金交付決定金額を減じて得た額の領収書の写し及び銀行等の振込受付書の写し又はこれに代わるもの。
- (14) 建築基準法等に適合していない箇所の是正前後がわかる写真
※ただし、是正箇所がある場合に限る。
- (15) その他市長が必要と認めるもの

※すでに提出済の書類で変更がないものについては省略することができます。

**全部完了の場合、「木造住宅
耐震改修助成制度に関する
アンケート」もあわせて提
出をお願いいたします。**

(例)

第 12 号様式 (第 13 条関係)

年度 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付請求書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

令和 年 月 日付け 川 第 号をもって金額確定を受けましたので、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 申請建築物
所在地 川崎市川崎区宮本町 1

地名地番

2 申請者
申請者住所 川崎市川崎区宮本町 1
申請者氏名 川崎 太郎
電 話 ()

印

交付請求書と確約書(P.20)のみ
押印してください。

3 請求金額

	百万		千		円

4 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種別	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

ゆうちょ銀行の場合、口座番号に「記号・番号」を記入しても振込みができないため、他の銀行から振込みができる「口座番号、支店名」を記入してください。記入の際、消えるボールペンは使用しないでください。

受 付

(例)

第 13 号様式 (第 14 条関係)

代理受領に係る委任状

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

代理受領制度を利用する場合は、完了報告書の添付書類として、委任状をご提出ください。

委任者 (所有者)
氏 名 川崎 太郎 印
住 所 〒210-0004
川崎市川崎区宮本町 1
電 話 番 号 - -

受任者 (診断士又は施工者)
氏 名 印
住 所 〒 -
電 話 番 号 - -

私 川崎 太郎 は、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱第 14 条の規定に基づき、下記の対象建築物に係る事業に要した費用に対して、川崎市から交付される助成金の受領に関する権限について、 に委任します。

記

- 1 対象建築物 名 称 _____
所 在 地 川崎市川崎区宮本町 1
- 2 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付 (変更) 決定の通知番号
(年 月 日 川崎市指令 第 号)
- 3 代理受領金額 (助成金交付 (変更) 決定金額) _____ 円

地名地番

耐震改修工事の精密診断・補強設計・監理業務費 見積書 (R5年度参考例)

令和5年 月 日

建築主 川崎 太郎 様 決定通知番号 川崎市指令ま防第1000号

見積金額 781,000 円 (税込み)

川崎市川崎区宮本町1番地

注：この参考例は
**一般社団法人 川崎市建築設計事務所協会 木造住宅耐震診断
 委員会の様式です。**

労務単価は毎年更新されます。

参考 日額人件費(川崎市令和5年度設計業務委託技術者単価(技師C)) = 35,600円 (本表では 35,000 円)

項目	内 訳	A基本 人・日 数	B割増 人・日数 係数	C 日額人件費 円/日	小 計 A×B×C 円	計
A(人工)、C(単価)を記載すること。		人		円/日		
a. 精密診断業務	現地調査	1.90	1.063	35,000	70,000	181,880 円
	精密診断	2.30	1.063	35,000	85,000	
	判定委員会精密診断チェック費				26,880	
※精密診断の結果、総合評点1.0以上となった時は、補強工事を行わないことが可能ですが、上記費用は必要となります。						
補強設計業務	改修設計	2.50	1.313	35,000	114,000	254,320 円
	改修設計図作成	1.20	1.313	35,000	55,000	
	概算工事費把握	1.00	1.313	35,000	45,000	
	(検証費) 判定委員会補強計画チェック費				40,320	
b. 監理業務	見積チェック	0.30	1.313	35,000	13,000	273,800 円
	建築主・施工者打合	0.90	1.313	35,000	41,000	
	改修工事監理	2.85	1.313	35,000	130,000	
	竣工書類作成	1.00	1.313	35,000	45,000	
	(検証費) 判定委員会現場監修費				44,800	
見積と契約書・領収書の金額は、一致させて下さい。 助成金には消費税を含みません。					税抜き見積額	710,000 円
					消費税 10%	71,000 円
					税込み見積額	781,000 円

※耐震改修工事以外(リフォーム工事等)の設計、監理を依頼される場合については、別途その工事の設計、監理料が掛かります。

※精密診断業務は、調査建物床面積が60㎡以上になると割り増しになります。

※補強設計業務、監理業務については床面積及び一般診断時1階平均評点により割り増しになります。

耐震改修工事の見積書（作成例）

川崎市木造住宅耐震改修助成制度における耐震改修工事費の根拠確認、設計段階の概算工事費の算出基礎資料、今後の耐震改修工事費の検討のため、工事見積内訳書を各部分個別に（各壁、屋根、基礎、その他）分けて記入する。

（見積書のイメージ）

番号	項目	単価	数量	金額	備考
1	仮設費		一式	}	内訳のまとめは、一式と記載してよい。
2	1階和室押入れ①② 壁補強工事		一式		
3	1階洋室③ 壁補強工事		一式		
4	2階洋室④ 壁補強工事		一式		
5	〇〇基礎新設工事		一式		
6	屋根工事		一式		
7	その他		一式		
	運搬費				
	諸経費				
	値引き				
	小計				
	消費税				
	合計				

原則、壁毎に分けて記載すること。

値引きを行う場合は、項目に入れる。
但し、消費税計算後に値引きは行わないこと。

購入する単位ではなく使用する数量で計上すること。

（内訳表のイメージ）

番号	項目	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
2	1階押入れ①②壁の補強					
	解体撤去工事					
	処分費	①壁部分	〇m ²			
	施工費		〇人・日			施工手間
	補強工事					
	筋交	90×30×4,000	〇本			材料費
	構造合板	3×6×9	〇枚			材料費
	筋交金物	1.5倍	〇個			材料費
	柱頭柱脚金物	(へ)	〇個			材料費
	間柱	90×45×4,000	〇本			材料費
	受け材	45×45×4,000	〇本			材料費
	施工費		〇人・日			施工手間
	復旧工事					
	壁下地材	3×6×9	〇枚			材料費
	壁下仕上げ材	〇〇クロス	〇m ²			材料費
	天井下地材	3×6×9	〇枚			材料費
	天井下仕上げ材	〇〇クロス	〇m ²			材料費
	床下地材	3×6×9	〇枚			材料費
床下仕上げ材	〇〇フローリング	〇m ²			材料費	
施工費		〇人・日			施工手間	
				小 計		
5	〇〇基礎新設工事					
	基礎新設	型枠	〇m ²			材料費
		鉄筋	〇t			
		コンクリート	〇m ³			
	アンカーボルト		〇本			材料費
施工費		〇人・日			施工手間	
				小 計		
	以下同様各部分ごとに記入					

施工状況写真 補強壁① No,1

<h2>写真</h2> <p>【撮影する際に黒板等に記載すること】 工事名・工事所在地 撮影日 補強壁番号、金物名 施工状況(筋交取付、解体前等)</p>		<p>すべての補強箇所毎に撮影し、分かりやすく整理してください。</p>	
<p>黒板等の記載ミスがないように、御注意ください。</p>		<p>施工部位や釘の種類がはっきり分かるように、撮影してください。部材に隠れてしまう金物は、横等からピンボケしないように撮影してください。</p>	
1	補強壁① 解体前 ○月○日	4	補強壁① 柱頭金物取り付け状況(柱1(へ)及び柱2(へ)) 柱脚金物取り付け状況(柱1(へ)及び柱2(へ)) ○月○日
<h2>写真</h2>		<h2>写真</h2>	
<p>ピッチがわかるように、定規等を置いて撮影してください。</p>			
2	補強壁① 解体後 ○月○日	5	補強壁① 合板取付け状況(ピッチは定規で確認) 構造用合板厚9mm 真壁仕様 ○月○日
<h2>写真</h2>		<h2>写真</h2>	
<p>筋交や合板、屋根等の部位については、全景を撮影してください。</p>			
3	補強壁① 筋交取付け状況 45×90シングル 金物2倍用 ○月○日	6	補強壁① 施工完了 クロス仕上げ ○月○日

写真の撮り忘れがあると、補強工事の内容が確認できないため、助成金の対象にならない恐れがありますので、くれぐれも御注意下さい。

(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市木造住宅耐震改修施工工事
追加工事請負契約書

印紙貼付欄

工事名称 川崎様邸耐震改修工事
工事場所 川崎市川崎区宮本町1
工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

注文者 川崎 太郎 様 印 TEL 044-200-3017
住所 川崎市川崎区宮本町1 FAX 044-200-3967

施工者 株式会社 多摩工務店 TEL 044- -
代表者 多摩 三郎 印
住所 川崎市多摩区登戸1775-1 FAX 044- -

担当者 多摩 三郎

設計監理者 川崎幸設計事務所 中原 次郎 TEL 044- -
代表者 中原 次郎 印
住所 川崎市川崎区宮本町1番地 FAX 044- -

担当者 中原 次郎

1、請負金額

金 110,000 円 (税込)

2、工事内訳

工事項目	概要(仕様)	単価	数量・時間等	小 計
1 耐震改修工事費用 (1階追加工事分)	別紙見積書に記載			100,000円
2				
3				
4				
5				
			工事価格 (税抜)	100,000円
			取引に係る消費税	10,000円
			合 計 (税込)	110,000円

3、支払い方法 ①、前払金 令和 年 月 日 金
② 中間金 令和 年 月 日 金
③ 竣工払 令和 年 月 日 金 110,000-

▼この契約の本書を3通作成し、当事者が署名または記名捺印の上、各自1通を保有する
※この書類は大切に保管下さい。

(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市木造住宅耐震改修施工工事
工事内容変更合意書

印紙貼付欄

工事名称 川崎様邸耐震改修工事
工事場所 川崎市川崎区宮本町1
工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

注文者 川崎 太郎 様 印 TEL 044-200-3017
住所 川崎市川崎区宮本町1 FAX 044-200-3967

施工者 株式会社 多摩工務店 TEL 044- -
代表者 多摩 三郎 印
住所 川崎市多摩区登戸1775-1 FAX 044- -

令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した上記の工事内容について、下記の通り内容変更することに合意します。

工期変更 変更前 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
変更後 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年●●月●●日まで

工事内容変更

変更箇所	変更前仕様	変更後使用	単価	数量 時間等	変更前金額	増減額	変更後
1 数量変更	別紙見積書（数量変更後）参照				2,000,000	▲100,000	1,900,000
2 追加補強	別紙追加工事見積書参照				0	300,000	300,000
3							
4							
5							
			工事価格(税抜)		2,000,000	200,000	2,200,000
			取引に係る消費税		200,000		220,000
			合計 (税込)		2,200,000		2,420,000

請負金額変更

変更前：総額 金 2,200,000 円 (税込) → 変更後 * 総額 金 2,420,000 円 (税込)

その他

■添付書類 : 工事内容変更を補足するために次の書類を添付します。

{ 見積書 (数量変更後)、追加工事見積書 }

(例)

打合せ協議記録簿

第 2 回					
発注者	川崎 太郎 様	確認印	発注者	診断士	施工者
建物住所	川崎市川崎区宮本町 6		印	印	印
出席者	発注者	川崎 太郎 様、奥様	年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	診断士	中原 次郎	場 所	現地	
	施工者	多摩 三郎 氏			
1 川崎様、中原、多摩氏で顔あわせを行った。					
2 中原より、重要事項説明書の説明を行った。					
3 見積書の元に作成した契約書を確認し、川崎様と中原との間で精密診断及び補強計画、工事監理の契約を行った。					
4 多摩氏協力のもと、精密診断の現地調査を実施した。調査後、所見において、〇〇の検討が必要であると説明した。					
5 今後の大まかなスケジュールについて説明を行った。					
<p>・打合せ内容は簡潔に記載してください。</p> <p>・電話等で説明及び確認した内容を記載してください。</p> <p>・市や判定委員会と打合せた内容についても漏れなく記載してください。</p> <p>・計画変更した場合は、その旨を記載してください。</p> <p>・以下の事項については、最低限記載してください。</p> <p>①精密診断・補強計画契約 ④工事見積の説明 ⑦工事の中間検査</p> <p>②精密診断の現地調査 ⑤監理・工事契約 ⑧工事の完了報告</p> <p>③補強計画の説明 ⑥工事着手</p>					

3者の確認印

出席者を記載

(例)

第四号の二書式（第十七条の十五関係）（A4）

(表面)

<p>工事監理報告書</p> <p>工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。</p> <p>令和〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p>(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇号 氏名 耐震 次郎</p> <p>(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 登録第 〇〇号 所在地</p> <p>電話 〇〇〇〇番</p> <p>建築主 川崎 太郎 殿</p>				
建築物の名称及び所在地	川崎太郎邸 川崎市川崎区宮本町一番地			
工事種別	新築・増築・改築 大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 〇〇〇〇号			
建築確認年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日			
工事期間	令和〇年 〇〇月 〇〇日から令和〇年 〇〇月 〇〇日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
	令和〇年 〇月 〇日	補強平面図、補強壁リスト	補強箇所①、②柱の取り換え	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	令和〇年 〇月 〇日 ～ 令和〇年 〇月 〇日	構造用合板、筋交い、受材、柱、間柱、各種金物、くぎ、その他（別紙 写真参照）	▪ 標準仕様書 ▪ 補強改修平面図 ▪ 補強壁リスト	現場で確認
主要な工事が設計図書のとおりを実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	令和〇年 〇月 〇日 ～ 令和〇年 〇月 〇日	内部壁補強（解体時・中間時・金物取付時） 内部壁（下地張り時） （別紙 写真参照）	▪ 標準仕様書 ▪ 補強改修平面図 ▪ 補強壁リスト	現場で確認

(裏面)

	令和○年 ○月○日	判定委員会検査事項 (別紙 写真参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書 ・補強改修平面図 ・補強壁リスト 	現場で確認
工事完了時における確認	確認 年月日	確認事項	確認結果の概要	
	令和○年 ○月○日	内部壁仕上げ 建具・設備の復旧 (別紙 写真参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書 ・補強改修平面図 ・補強壁リスト 	
工事施工者に与えた注意	注意 年月日	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要	
建築設備に係る意見	意見を聴いた 年月日	意見を聴いた者の 住所及び氏名	意見を聴いた者の 勤務先の住所及び 名称	意見を聴いた事項
			電話 番	
備考				

- [記入注意]
- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
 - 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

令和5年度から耐震改修等の助成金において代理受領制度が利用できるようになります。

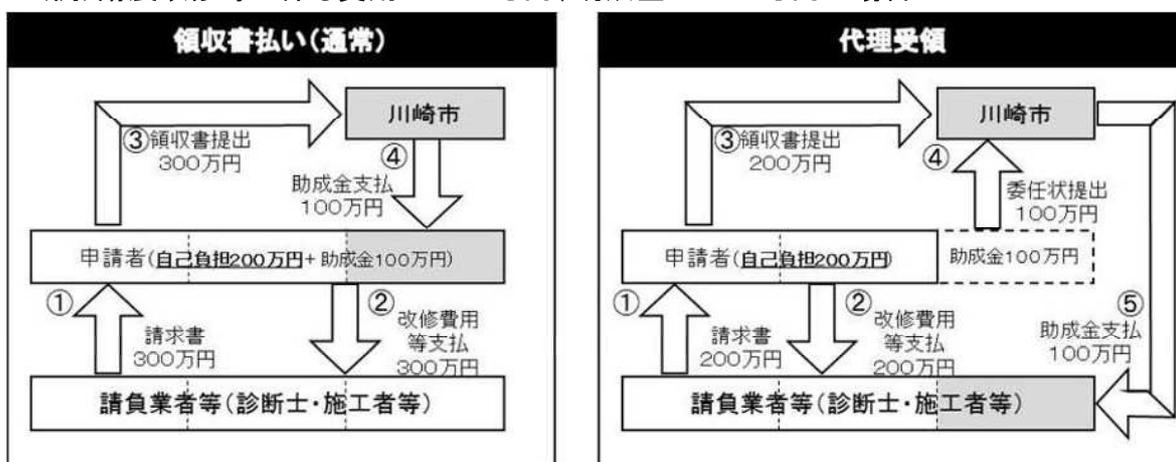
【代理受領制度とは】

申請者の委任を受けた請負業者等が補助金の受領を代理で行うことができる制度です。代理受領制度を利用する場合は、申請者は請負業者等に改修等費用と助成金の差額のみを支払うこととなります。

※本制度を利用するには、請負業者等(診断士又は施工者)との合意が必要です。利用を希望される場合は、契約する予定の方とよく話し合ってください。

○助成金の支払いまでの流れ

(例)耐震改修等に係る費用が300万円、助成金が100万円の場合



- ① 請負業者等が申請者に請求(300万円)
- ② 改修費用等の支払い(300万円)
- ③ 請負業者等からの領収書を市に提出
- ④ 領収書を確認の上、助成金を支払う(100万円)

- ① 請負業者等が申請者に請求(200万円)
- ② 改修費用等の支払い(200万円)
- ③ 請負業者等からの領収書を市に提出
- ④ 助成金の支払いに関する委任状を市に提出
- ⑤ 領収書及び委任状を確認の上、請負業者等に助成金を支払う(100万円)

【お知らせ】

- ・完了報告と同時に、診断士又は施工者が押印した委任状を提出してください。
- ・委任できるのは、診断士又は施工者のどちらかに限ります。
- ・助成金交付(変更)決定金額の一部のみの委任はできません。前金払い等で、改修等費用と助成金の差額以上が既に支払われている場合も利用できません。
- ・本制度の導入に伴い、令和5年度からは請求書払いは利用できなくなります。

【利用対象助成制度】

- ・木造住宅耐震改修助成制度 ・マンション耐震改修等事業助成制度
- ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等助成制度

【問合せ・申込先】

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3017 FAX 044-200-0984